

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

岡国保医療年金課 (☎017-734-5343)
 浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1153)
 青森県後期高齢者医療広域連合 (☎017-721-3821)

●交通事故などの治療における届出について

交通事故や第三者の行為によるケガ、食中毒など、国民健康保険または後期高齢者医療制度で治療を受けたときは、加害者と示談をする前に、市への届出が必要です。
 ▽届出に必要なもの
 第三者行為による傷病届(用紙は窓口で配布、市ホームページに掲載)、交通事故証明書、保険証 など

●ジェネリック医薬品を上手に活用してみよう

医療費の負担軽減につながります。ぜひご活用ください。
 ▽ジェネリック医薬品とは
 新薬の特許期間が過ぎた後、新薬と同じ有効成分で作られた薬です。開発にかかる時間や費用が少なく済むため、低コストで販売されます。
 ジェネリック医薬品を希望する場合は、ジェネリック希望カードを診察券、処方せんなどと一緒に提示するか、ジェネリック医薬品希望シールをお薬

加入の皆さんへ

手帳に貼ってください。

病状などにより、薬を変更しないことが望ましい場合もあります。利用については医師、薬剤師にご相談ください。

▽お薬代負担軽減のご案内

医療機関で処方される薬をジェネリック医薬品に切り替えると薬代が安くなる可能性のあるかたへ、「お薬代負担軽減のご案内」を送付し、どのくらい負担軽減につながるかをお知らせします。

●リフィル処方箋をご存じですか?

リフィル処方箋とは症状が安定しているかたに対して、医師が処方可能と判断し医学的に適切とした期間について、最大3回まで繰り返し利用できる処方箋です。再診を受けずに薬を受け取ることができるので、通院にかかる負担を軽減することができます。
 投薬量に限度が定められている医薬品や湿布薬は対象外となります。利用については医師にご相談ください。

●柔道整復の施術を受ける際は、負傷の原因を正確に伝えましょう

整骨院や接骨院で柔道整復師の施術を受けるとき、医師や柔道整復師の診断または判断により、医療保険が適用となる場合とならない場合があります。

▽適用となる場合

外傷性が明らかでない原因による骨折や脱臼、打撲、捻挫、挫傷(肉ばなれなど)と診断されて施術を受けた場合

※骨折及び脱臼は、応急手当は保険適用、それ以後の施術は医師の同意があれば保険適用となります。

▽適用とならない場合

- ・単なる肩こりや筋肉疲労
- ・慰安目的のあん摩・マッサージ
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
- ・労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

※保険医療機関(病院、診療所など)と同じ時期に同じ負傷名の治療を受けているときは、保険給付の対象になりません。ただし、医療機関より相談・指示を受けた場合は保険適用となります。



納期限のお知らせ

今月分として納めていただく市税などの納期限は次のとおりです。※口座振替の場合、納期限が引き落とし日

【11月30日(木)納期限】

- ①市・県民税(普通徴収分) 第4期分
 - ②国民健康保険税(普通徴収分) 第5期分
 - ③後期高齢者医療保険料(普通徴収分) 第5期分
 - ④介護保険料(普通徴収分) 第5期分
 - ⑤児童保育負担金(保育料) 第8期(11月)分
 - ⑥市営住宅使用料11月分
 - ⑦市営住宅駐車場使用料11月分
 - ⑧放課後児童会負担金11月分
- 【12月11日(月)納期限】
- ⑨市・県民税(給与特別徴収) 11月分
- ☎①④、⑨ 納税支援課 (☎017-734-5209)
 ☎⑤子育て支援課 (☎017-734-5330)
 ☎⑥・⑦ 住宅まちづくり課 (☎017-734-5572)
 ☎⑧子育て支援課 (☎017-734-5348)

不動産取得税の軽減制度

不動産取得税は、家屋を新築・増築したとき、土地や家屋を売買・贈与・交換などで取得したときに一度だけ課税される県の税金です。

一定の要件に該当する場合に、申請により不動産取得税が軽減される制度があります。詳しくは、お問合せください。

第二課

(☎017-734-9973)

青森県弁護士会

憲法講演会

時12月2日(土)午後3時~5時
 所日赤ビル 5階大会議室
 内容「Aは民主主義を変質させるかーデジタル化時代の憲法論ー」講師 山本龍彦さん(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)／無料

参加(要事前申込み)も可。詳しくは、青森県弁護士会ホームページでご確認ください。

☎オンライン配信「Zoom」参加(要事前申込み)も可。詳しくは、青森県弁護士会ホームページでご確認ください。

☎青森県弁護士会 (☎017-77-7285)

令和5年「住生活総合調査」にご協力
 12月1日(金)、全国で、国土交通省による住生活総合調査が行われます。
 この調査は、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要な、基礎資料を得ることを目的としています。
 今回は、10月に実施された住宅・土地統計調査に回答いただいた世帯の中から一部を選び対象としています。
 対象世帯には11月下旬から郵送で調査票が配布されるので、ご協力をお願いします。
 令和5年住生活総合調査事

秋の「地域花いっぱいまちづくり事業」活動団体の紹介

活動団体の皆さん、ご協力ありがとうございます。

◆活動団体※順不同
 こども園あおもりよつば／幸畑阿部野町会／山田町町会寿楽クラブ／安田第二ほがらか会／沖蒔寿会／すみれ町会女性部会／寝懸団地町会(寝懸団地フラワーサークル)／はまなす公園花を愛する会／ロイヤル鳴滝町会「さくらの会」／長島町会／山の手町会／筒井町会花愛好会／大野町会／三内丸山町会／NPOあおもり～な／曙町会／大野前田町会／浪館第五町会紅葉会花愛好会／幸畑団地連合町会／幸畑団地西町会／幸畑福祉館花壇愛好会／公園をきれいにする彩花の会／合浦西公園愛護会／スーパードーム青森東店／昭和通り振興会／徳長新生会／平岡児童公園を守る会／外ヶ浜増川婦人会(外ヶ浜町) 閩公園河川課 (☎017-752-8334)

令和5年「住生活総合調査」にご協力

12月1日(金)、全国で、国土交通省による住生活総合調査が行われます。

下水道事業受益者の変更手続

下水道事業受益者負担金・分担金を納付しているかたで、土地売買などによって納付者を変更する場合は、「下水道事業受益者変更届」を提出してください。
 閩水道部営業課

☎017-734-4281
 上下水道課
 ☎0172-62-1159

11月25日から12月1日は 犯罪被害者週間

あなたやあなたの大切な人も含め、誰もが突然犯罪に遭い、犯罪被害者となる可能性があります。身近に犯罪の被害に遭われたかたがいたら、自分から勇気を出して寄り添い、皆で支え合える社会を作っていきましょう。
 閩生活安心課
 ☎017-734-5250



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギョウとちゃん」

各種相談

B型肝炎訴訟

無料電話相談会

「B型肝炎訴訟」とは、幼少時の集団予防接種によりB型肝炎に感染したと認められる患者に対し、給付金などが支払われる制度です。給付を受けるためには、国を相手に訴訟をして、国と和解などをする必要があります。

B型肝炎被害対策東北弁護士団が、電話相談を行います。ぜひご相談ください。
 ☎022-266-3025、3026
 11月18日(土)午前10時～午後6時

閩B型肝炎患者またはそのご家族(患者が亡くなっている場合は、その相続人)
 閩B型肝炎被害対策東北弁護士事務所(小野寺友宏法律事務所内) ☎0120-76-0152

ひとり親家庭などの 無料法律相談
 離婚・養育費などの相談に弁護士がお応えします。
 12月7日(木)午後1時～3時
 4人(申込順)
 相談時間は30分。申込時に相談内容をお知らせください。
 所申閩12月4日(日)までに、電話で、ひとり親家庭等就業・自立支援センター(☎017-734-5817)へ

女性のための専門相談 (法律)
 12月26日(火)午後1時～3時
 所アピオあおもり
 3人(申込順)
 相談時間は30分。申込時に相談内容をお知らせください。
 申閩12月21日(木)まで(水曜日を除く午前9時～午後4時

受付)に、県男女共同参画センター相談室(☎017-732-1022)へ

女性のための専門相談 (こころ)

12月21日(木)午後1時～3時
 所アピオあおもり
 2人(申込順)
 備申込時に相談内容をお知らせください。
 申閩12月19日(火)まで(水曜日を除く午前9時～午後4時受付)に、県男女共同参画センター相談室(☎017-732-1022)へ

看護のお仕事就業相談

看護の仕事で輝きませんか！
 青森県ナースセンターは、保健師・助産師・看護師・准看護師の再就業を支援する無料職業紹介所です。復職支援研修も各種行っています。
 閩月々金曜日(祝日を除く)午前9時～12時、午後1時～4時
 所閩公益社団法人青森県看護協会 青森県ナースセンター
 ☎017-723-4580、✉aomori@nurse-center.net



▲青森県ナースセンターホームページ

